

乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
事業者募集要項

<令和8年10月1日事業開始>

令和8年5月

千葉県こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課

目次

目次.....	2
第1 募集概要	4
1 事業概要.....	4
2 応募資格.....	4
3 募集施設数.....	4
4 スケジュール.....	5
第2 運営の基本条件	5
1 事業開始日.....	5
2 対象児童.....	5
3 対象施設・対象事業所.....	5
4 定員.....	5
5 事業の実施方法.....	6
6 一般型乳児等通園支援事業所の基準.....	6
7 余裕活用型乳児等通園支援事業所の基準.....	10
8 監査について.....	11
第3 事業運営の実務等	11
1 利用時間.....	11
2 実施日・開園時間.....	11
3 こども誰でも通園制度総合支援システム.....	11
4 面談.....	11
5 保育内容.....	12
6 正当な理由のない提供拒否の禁止.....	12
7 医療的ケア児の受入れ.....	12
8 利用形態（定期利用・柔軟利用）.....	12
9 食事の提供.....	12
10 利用料金等.....	13
11 キャンセルポリシー.....	14
12 給付費.....	15
13 こどもの育ちに関する計画等.....	16
14 相談及び援助.....	16
15 緊急時の対応.....	16
16 安全管理等.....	16
17 運営上の重要事項に関する規定.....	17
18 虐待等の禁止.....	17
19 こども性暴力防止法への対応.....	17
20 秘密保持等.....	18
21 苦情解決.....	18

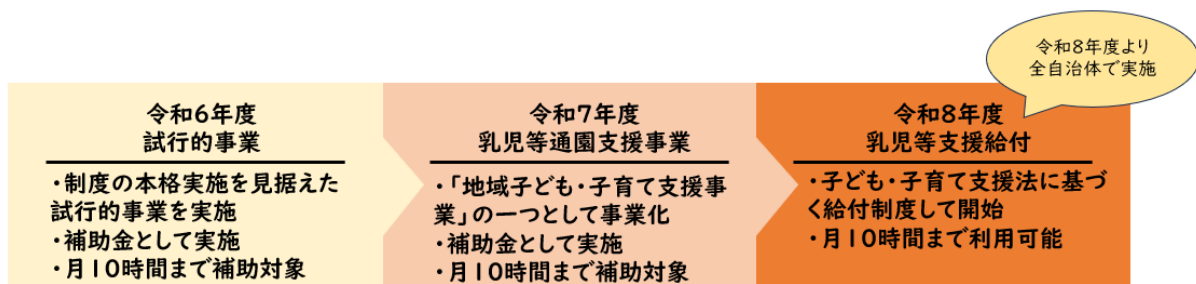
22	自己評価.....	18
第4	会計・記録・計画.....	18
1	会計区分.....	18
2	記録の整備等.....	18
3	事業計画・運営.....	19
第5	申請方法等.....	19
1	受付期間.....	19
2	事前協議.....	19
3	質問の受付及び回答.....	19
4	申請書提出先.....	20
5	留意事項.....	20

第1 募集概要

1 事業概要

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」とは、児童福祉法において規定された、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度であり、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としている。

なお、本事業は令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から給付制度として実施している。



2 応募資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) [児童福祉法](#)第34条の15第3項各号（社会福祉法人又は学校法人である場合は第4号に限る。）に定める基準を満たしていること。

また、社会福祉法人又は学校法人以外の者が事業を実施する場合は、[千葉市乳児等通園支援事業設置認可等要綱別表1](#)に定める基準を満たしていること。

- (2) その他、事業の実施にあたり、関係法令等に基づき適格性を欠くものでないこと。

3 募集施設数

12施設程度

4 スケジュール

募集・質問受付開始	令和8年5月11日（月）
質問締切	令和8年6月1日（月）
質問回答	令和8年6月8日（月）
事前協議締切	令和8年7月6日（月）
募集締切	令和8年7月13日（月）
設置認可部会 ※認可施設において事業を開始する場合は、ヒアリングの実施を省略する。	令和8年7月下旬頃開催予定
審査結果通知	設置認可部会における審査終了後、速やかに
設置認可	令和8年8月上旬から中旬までの間
利用者との事前面談開始	令和8年9月1日（火）
事業開始	令和8年10月1日（木）

第2 運営の基本条件

1 事業開始日

令和8年10月1日（木）に児童の受け入れを開始する。

2 対象児童

0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日までのことを指す。以下同じ。）で保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていないこども

3 対象施設・対象事業所

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、認可外保育施設（「[認可外保育施設指導監督基準](#)」を満たさない施設を除く。）、児童発達支援センター等であって、千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「設備運営基準」という。）に定める基準を満たし、適切な事業の実施が可能と判断できる施設

4 定員

- (1) 本事業の定員は、年齢区分ごとの1時間当たりの人数として定めるものとする。
- (2) 年齢区分は当該年度の4月1日時点の年齢を基準とする。

5 事業の実施方法

事業の実施方法は、次のいずれかとする。

(1) 一般型（在園児合同）

第2の3で記載した対象施設・対象事業所の定員とは別に本事業の定員を設定し、在園児と合同で受入れを行うものとする。

(2) 一般型（専用室独立）

第2の3で記載した対象施設・対象事業所の定員とは別に本事業の定員を設定し、在園児とは別室において受入れを行うものとする。

(3) 余裕活用品型

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の3歳未満児の在籍児童数とその利用定員に達していない場合に、その利用定員の範囲内で受入れを行うものとする。

ただし、現に余裕活用品型を利用しているこどもが、定員が埋まることで制度自体を利用できなくなることがないように一年を通じて空きが想定されている事業所で実施することが望ましい。また、申請時点で定員に余裕がない場合は、応募の適否について市から相談する場合がある。

6 一般型乳児等通園支援事業所の基準

(1) 設備基準

ア 施設規模

		0～1歳児	2歳児
設備運営基準	乳児室 又は ほふく室	1.65 m ² /人 又は 3.30 m ² /人	—
	保育室又は遊戯室	—	1.98 m ² /人
	便所	認可定員に見合う設備及び面積	
	その他	保育遊具、必要な医薬品等	

イ 建物

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次の（ア）、（イ）及び（カ）の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の（ア）から（ク）までに掲げる要件に該当するものであること。

（ア）[建築基準法（昭和25年法律第201号）](#)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

（イ）保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令 第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段避難用
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から乳児等通園支援室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

(ウ) (イ) に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(エ) 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この(エ)において同じ。）を設ける場合には、

当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

a スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

b 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(オ) 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(カ) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(キ) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(ク) 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

ウ 保育室等

(ア) 保育室等については、認可に際し面積基準が定められている室の面積算定に当たり、**有効面積**（内法面積から、下記に掲げる造作物・固定造作物等を除いた面積）を用いるものとする。

(イ) 保育室面積から除く造作物・固定造作物等の例

- ・ 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納等
- ・ 吊り押入れ、吊り戸棚（ただし、床上180cm以上の空間が確保されているものを除く）
- ・ 手洗い器、ピアノ

(ウ) 保育室等の面積は、**壁芯面積、内法面積及び有効面積**をそれぞれ算定するものとする。（異年齢児を同一室で保育する場合においても、各年齢区分ごとに面積を算出すること。）

その他の室については、壁芯面積で算定するものとする。

(エ) 0歳児を他の年齢児と同一室で保育する場合は、ベビーゲート等により保育スペースを区画し、安全性に十分配慮した設計とすること。

(オ) 利用乳幼児が安全かつ安心して過ごすことができるよう、保育を行いやすいレイアウトとすること。

※他の施設又は事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を実施する場合は、既に実施している通常保育、一時預かり事業等における職員配置及び面

積基準等の要件を満たした上で、乳児等通園支援事業の基準にも適合するよう
にすること。

(2) 職員配置基準

項目	基準内容
職員要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が実施する研修を含む）を修了した者（選択科目において、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を受講し、全ての課程を修了すること。） ※1 <p>上記の職員を、以下「乳児等通園支援従事者」という。</p>
配置基準	<p>0歳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の児童6人につき1人以上の職員を配置するものとする。</p> <p>また、乳児等通園支援従事者の配置数は、常時2名を下回ってはならない。 ※2</p>
保育士割合	<p>配置基準上必要となる職員のうち、過半数は保育士とするものとする。</p>

※1 市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が実施する研修を含む）を修了した者とは、次に該当する者をいう。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修

※令和9年3月31日までの間に「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「経過措置対象者」という。）については、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修を修了していない場合であっても、一般型乳児等通園支援事業所において乳児等通園支援に従事することができる。

イ 子育てに関する知識・経験及び熱意を有し、[「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）](#)別紙「家庭的保育事業ガイドライン」別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者

※2 他の施設又は事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を実施する事業所において、次のいずれかに該当する場合は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する者の数を1人とすることができる。

ア 一般型乳児等通園支援事業の実施に当たり、当該保育所等の職員（保育そ

の他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者が保育士である場合。
イ 一般型乳児等通園支援事業を利用する乳幼児の人数が3人以下であり、当該保育所等において現に保育が行われている保育室等で当該一般型乳児等通園支援事業を実施し、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができる場合。

(3) 研修

乳児等通園支援事業の従事者であって保育士でない者は、千葉市又は市長が指定する都道府県知事その他の機関が実施する研修について、基本研修及び専門研修においては、「地域保育コース」を選択の上、共通科目と共に「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の科目を受講し、全ての課程を修了しなければならない。

当該研修は、令和8年7月以降に千葉市主催で2回実施する予定であることから、今後業務に従事する予定の無資格者は当該研修を活用すること。

なお、令和9年3月31日までに「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者については、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修を修了した者については、改めて研修を受講する必要はないが、乳児等通園支援事業従事者に対し、研修調査研究において作成された「習熟度チェックリスト（確認テスト）」等を活用し、その理解度を確認すること。

また、年度途中で職員の入替えがあった場合についても、無資格者であれば、研修受講は必須であり、未履修者は業務に従事することができないため、留意すること。

7 余裕活用型乳児等通園支援事業所の基準

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の(1)から(4)までに掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該(1)から(4)までのそれぞれの基準の定めるところによる。

(1) 保育所

[千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例](#)（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

[千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例](#)（平成28年千葉市条例第21号）

(3) 幼保連携型認定こども園

[千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する](#)

[基準を定める条例（平成26年千葉市条例第46号）](#)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所

[千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号）](#)（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

8 監査について

事業の実施に際し、児童福祉法施行令第35条の4の規定に基づく指導監査及びの子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第50条の確認監査の対象となることに留意すること。

第3 事業運営の実務等

1 利用時間

こども一人あたりの利用可能時間は、月10時間までとし、1回あたり最低1時間から30分単位で利用できる。なお、利用可能時間は当月限り有効であり、余った時間の繰り越しや、前月・翌月の時間を前倒しで利用することはできない。

2 実施日・開園時間

ニーズや受入体制を踏まえ、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）が適切に設定すること。ただし、週1日以上は開園しなければならない。

なお、施設が休園となる長期休暇中に開園しない場合は、あらかじめ乳児等通園支援を提供しない日を運営規程及び重要事項説明書に明記し、利用者に対して、説明すること。

3 こども誰でも通園制度総合支援システム

こども家庭庁が構築・運用する「[こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」という。）](#)」を活用し、利用調整、行動履歴の確認及び入力等を行うものとする。

なお、システムの初期設定は認可後の当課からの連絡をもって実施すること。

4 面談

初回利用の前に利用乳幼児及びその保護者と面談を行い、[17に定める重要事項](#)を記載した文書（重要事項説明書）を交付しなければならない。

あわせて、当該重要事項の内容を説明し、乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）が提供するサービス内容について、保護者の同意を得なければならないものとする。

5 保育内容

[保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）](#)を参考としつつ、全てのこどもの育ちを支援し、こどもにとって良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援の強化に努めなければならない。なお、詳細については、こども家庭庁が作成した[「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」](#)を参照すること。

6 正当な理由のない提供拒否の禁止

保護者から利用の申込みを受けた場合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。なお、初回面談結果において「受入れ不可」とする場合は、市の承認が必要となる。

7 医療的ケア児の受入れ

医療的ケア児を対象として本事業を実施する場合は、受入体制の確認が必要となるため、あらかじめ千葉市と協議すること。

8 利用形態（定期利用・柔軟利用）

以下のいずれかを選択するか、または双方を組み合わせて提供すること。

（1）定期利用

利用する乳児等通園支援事業所を特定して登録し、利用する曜日や時間帯をあらかじめ固定するなど、特定の事業所を継続的かつ計画的に利用する方法

（2）柔軟利用

利用する乳児等通園支援事業所や利用する月、曜日、時間帯を固定せず、必要に応じて随時利用する方法

9 食事の提供

食事の提供の有無は、乳児等通園支援事業者の判断によるものとする。ただし、離乳食の提供体制や体調不良等、個々の状況に応じた対応が可能かどうかについては、十分に検討すること。

乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法（以下「外部搬入」という。）により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

食事の提供を行う場合には、衛生管理や栄養管理、個々の離乳状況に応じた対応等について、[「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（令和7年9月こども家庭庁）](#)及び[「授乳・離乳の支援ガイド」（2019年3月改定）](#)を参照して対応するとともに、食物アレルギーを有するこどもについては、[「保育所におけるアレ](#)

[ルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）](#)（2019（平成31）年4月厚生労働省）を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応すること。

条件を整えれば、外部搬入による給食の提供も可能である。外部搬入により食事を提供する場合には、[「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」](#)（平成26年9月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2（3）における「搬入施設から搬入を行う際の要件」を踏まえること。

※外部搬入を行うことができる者は、次のいずれかとする。

- (1) 当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等
- (2) 当該乳児等通園支援事業者と同一の法人、または関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業、社会福祉施設、医療機関等

10 利用料金等

(1) 利用料金

こども一人当たりの利用料金は1時間につき300円とし、乳児等通園支援事業者が保護者から直接徴収するものとする。なお、習い事に類する内容や形態によるサービスの提供への対価として利用料の徴収を行うことは認められない。

また、利用料の支払いを求める際には、あらかじめ、当該利用料の用途及び額並びに保護者に利用料の支払いを求める理由について書面によって明示するとともに、保護者に対して説明を行い、文書にて同意を得ること。

なお、利用料の支払いを受けた場合は、保護者に対して領収証を交付すること。

区分	利用料金
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯及び市民税所得割合算額77,101円未満の世帯 要支援児童等のいる世帯	100円
上記以外の世帯	300円

(2) 実費

重要事項説明書において保護者に説明し、その同意を得た上で、利用料金のほか、必要に応じて給食代、おやつ代及び保険料等の実費を徴収して差し支えないが、真に必要な費用に留めるとともに、保護者の過大な負担とならないよう配慮すること。

(3) 特定負担額

重要事項説明書において保護者に説明し、その同意を書面により得た上で、乳児等通園支援の質の確保及び向上に必要と認められる対価を徴収して差し支えないが、真に必要な費用に留めるとともに、保護者の過大な負担にならないように配慮すること。また、特定負担額を徴収する場合は、市との事前協議を行うこと。

なお、特定負担額として、習い事に類する内容や形態によるサービスの提供(※)に関する費用を含めることは不可とする。

※具体例として、リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどが挙げられるが、これらに限らず、千葉市が早期教育の場の形と判断されるものは不可とする。

(4) キャンセル料金

[11で示すキャンセルポリシー](#)に基づき、利用予定日の当日0時以降にキャンセルの連絡を受けた場合は、乳児等通園支援事業所が設定したキャンセル料金を請求することができる。なお、当日キャンセルの場合でも給付費が支給されるため、それを踏まえた額とすること。

(5) 超過料金

乳児等通園支援事業所が設定する利用終了時刻を過ぎて保護者が迎えに来た場合は、超過料金を請求することができる。なお、通常の利用により得られる給付費及び利用料金を踏まえた金額とすること。

(6) その他

各種料金の未収について、千葉市による補填は行わない。

11 キャンセルポリシー

利用者が、利用予定日の前日23時59分までにキャンセルした場合は、利用可能枠の消費は生じず、またキャンセル料の負担も発生しないものとする。

なお、事業所の受入体制が整わない等の事業者の都合によりキャンセルとなる場合は、給付の対象とせず、利用可能時間の減算も行わないものとする。

<千葉市乳児等通園支援事業キャンセルポリシー>

	前日	当日			
連絡及び送迎時間	前日23時59分までにキャンセルした場合	当日0時以降にキャンセルした場合	利用予約開始時間より遅れて登園した場合	利用予約終了時間より早くお迎えした場合	利用予約終了時間より遅れてお迎えした場合
給付費	対象外	予約した時間分について、給付費を支給			
利用料金	不可	不可	予約時間分を徴収		予約した時間分+超過料金を徴収
キャンセル料金	不可	徴収可			
実費負担	不可	事業所判断	事業所判断	事業所判断	事業所判断
利用可能時間	予約した時間分が利用可能時間枠に戻される	予約した時間分を利用可能時間から差し引く			予約した時間分を利用可能時間から差し引く ※超過した時間については、差し引かない

※こども誰でも通園制度総合支援システムからは、いつでもキャンセル手続きが可能となるため、多くの事業所が休園となる土・日・祝日についても、前日として取扱う。

12 給付費

こども一人当たり1時間の単価及び各種加算は下表のとおりである。

(1) 単価

年齢	単価
0歳児	1,700円
1歳児	1,400円
2歳児	1,400円

(2) 主な加算

項目	加算
障害児	600円
医療的ケア児	2,500円
要支援家庭のこども	600円
初回対応加算	0歳児 1,700円 1・2歳児 1,400円
保護者支援面談加算	1,400円
生活困窮家庭等負担軽減加算 (対象者に対し、減額した場合)	生活保護受給者 300円(上限) 市町村民税所得割を合算した額が77,101円未満又は市町村民税非課税世帯、要支援児童等のある世帯 200円(上限) ※減額した額を上限(100円未満切り捨て)

賃借料加算	<div style="text-align: right;">200円</div> ※月額賃料を超える部分については、加算しない。なお、利用者1人あたりの利用時間に対する加算額すべてを算定するものであり、特定の者の一部の時間のみを切り出して加算することはできない。
-------	---

13 こどもの育ちに関する計画等

[「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」\(令和8年3月改訂版こども家庭庁\)](#)を踏まえ、児童の育ちに関する計画及び記録を作成すること。

14 相談及び援助

利用乳幼児及びその保護者の心身の状況並びに利用乳幼児の養育環境の把握に努め、保護者からの相談に適切に対応するとともに、必要な助言その他の支援を行うこと。

15 緊急時の対応

利用乳幼児の体調に急変が生じた場合は、速やかに保護者及び医療機関に連絡するなど、必要な措置を講ずること。

16 安全管理等

(1) 安全計画

利用乳幼児の安全を確保するため、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。計画には設備の安全点検、事業所外での活動や日常生活における指導、職員の研修・訓練等を含め、職員に周知するとともに研修・訓練を定期的実施し、保護者に取組内容を周知すること。また、安全計画は定期的に見直し、必要に応じて変更すること。

なお、当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等において既に安全計画を別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えること。

(2) 非常災害

少なくとも月1回、避難及び消火に関する訓練を実施すること。既存の非常災害計画や避難訓練実施計画を有する施設は、乳児等通園支援事業に必要な内容を追記すること。

(3) 事故発生の防止及び発生時の対応

事故の発生や再発防止のため、事故発生時の対応や報告方法等を定めた指針を整備し、事故や危険な事態が生じた場合には報告・分析・改善策の周知徹底

を行う体制を整えること。

事故防止のための委員会設置や職員研修を定期的実施し、事故が発生した場合は、千葉市及び保護者に速やかに連絡し必要な措置を講じるとともに、状況及び対応を記録し、賠償が必要な場合は速やかに損害賠償を行うこと。

17 運営上の重要事項に関する規定

次の乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項について、規程（運営規程）を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害への対策
- (10) 虐待防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

18 虐待等の禁止

利用乳幼児に対しては、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。なお、乳児等通園支援事業所において、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報が義務化されたことに留意されたい。

19 こども性暴力防止法への対応

令和8年12月25日に施行されるこども性暴力防止法について、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を踏まえ、次の内容について、法施行後、直ちに対策を講じることができるようあらかじめ準備しておくこと。

- (1) 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- (2) 性暴力の未然防止や早期把握のための措置
- (3) 性暴力やその疑いが生じた際の調査
- (4) 被害児童の保護・支援、性暴力等の恐れがある場合に従事者をこどもと接する業務に就かせないような取り組み

20 秘密保持等

- (1) 乳児等通園支援事業者の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、退職後においても、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 教育・保育施設、他の乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の関係機関へ利用乳幼児に関する情報を提供する場合は、あらかじめ保護者から文書による同意を得ること。

21 苦情解決

利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じること。

また、実施した乳児等通園支援に関して、千葉県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い、必要な改善を行うこと。

22 自己評価

提供する乳児等通園支援について自己評価を行い、常に改善を図ること。

第4 会計・記録・計画

1 会計区分

乳児等通園支援事業の会計を、他の事業の会計と明確に区分して経理すること。

社会福祉法人においては、特定乳児等通園支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分する必要があるが、その方法としては、必ずしも拠点区分を新設する必要はなく、サービス区分を新たに設けることで他事業の会計と区分することが考えられる。

また、学校法人が設置する幼稚園等において乳児等通園支援事業を実施する場合、会計において部門を設けて表示することを要しないこととするが、別途乳児等通園支援事業活動における収入及び支出の内容がわかるよう、収支報告書等を作成すること。

2 記録の整備等

- (1) 事業所の職員・設備・会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- (2) 利用乳幼児に対する支援に関して、次に掲げる記録等を整備し、完結日から5年間保存しなければならない。
 - ア 乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - イ 千葉県への通知に係る記録
 - ウ 苦情の内容等の記録
 - エ 事故の状況及び対応の記録

3 事業計画・運営

事業計画及び運営にあたっては、関係法令等を遵守すること。

第5 申請方法等

1 受付期間

ア 事前協議

令和8年7月6日（月）まで

イ 質問締切

令和8年6月1日（月）まで

ウ 申請書提出期間

令和8年7月13日（月）まで

2 事前協議

- (1) 随時、電話により受け付け、原則として市役所において対面で行うものとする。

事前協議の際は、次に掲げる書類を用意すること。

ア 有効面積が記載された図面

イ 定員数（本事業の定員数及び他事業の定員数）

ウ その他必要書類（電話受付の際に本市が状況に応じて指示するもの）

- (2) 事前協議にあたっては、[「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」](#)をあらかじめ熟読すること。

- (3) 直前の事前協議の予約は、対応できない場合があるため、希望する日程を複数示したうえで、1週間程度の余裕をもって予約を行うこと。

なお、令和8年7月7日（火）までに事前協議を完了することができない場合は、申請を受け付けないものとする。ただし、その日までに事前協議を実施することができない特段の事情があると市が判断する場合については、この限りではない。

3 質問の受付及び回答

本公募に関する質問は、令和8年6月1日（火）までに、質問票に質問の要旨を簡潔に記入のうえ、下記メールアドレスへ送信すること。

質問送付先：千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課

メールアドレス：shien.CFE@city.chiba.lg.jp

提出された質問及びその回答については、取りまとめの上、令和8年6月8日（火）までに幼保支援課ホームページにおいて公表する。

※質問者の氏名等の公表は行わないものとする。

※メールで提出する際は、件名に「乳児等通園支援事業事業者募集に係る質問」と入力すること。

4 申請書提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 高層棟8階

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課

電話 043-245-5879

※郵送の場合は、消印有効

5 留意事項

- (1) 応募に係る一切の費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出書類については、「書類の提出方法について」を参照すること。なお、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類に不備がある場合は受理できないため、申請書提出期間に余裕をもって提出すること。
- (4) 本事業の全部を第三者に委託することは認めない。
- (5) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、千葉市と協議の上、定めるものとする。
- (6) 本募集要項は、今後の国の動向により変更となる場合がある。

問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 高層棟8階

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課

電話 043-245-5879

Eメール shien.CFE@city.chiba.lg.jp